

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年4月30日(2020.4.30)

【公表番号】特表2019-511779(P2019-511779A)

【公表日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【年通号数】公開・登録公報2019-016

【出願番号】特願2018-548813(P2018-548813)

【国際特許分類】

G 06 F 21/62 (2013.01)

【F I】

G 06 F 21/62 3 4 5

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月16日(2020.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メモリからの命令を実行するための少なくとも1つのプロセッサを含むコンピューティングデバイスによって行なわれる、コンピュータにより実現される方法であって、前記方法は、

コンピュータ制御サービス環境における構成モジュールにおいて、通信ネットワークを介して、保護ドメイン環境の遠隔コンピュータ制御システムによって送信されたユーザインターフェースコマンドを受信するステップを含み、前記ユーザインターフェースコマンドは、前記保護ドメイン環境内の個人識別情報へのアクセスに対して課せられる制限を示す構成オプションを含み、

前記ユーザインターフェースコマンドの受信に応答して、前記構成モジュールを用いて、前記コンピュータ制御サービス環境内にデータレジデンシ保護コンポーネントを生成するステップを備え、前記データレジデンシ保護コンポーネントは、前記遠隔コンピュータ制御システムによって前記保護ドメイン環境内で実行されると、前記構成オプションにしたがって、

i) 前記保護ドメイン環境の外部の前記個人識別情報への前記アクセスを制限を課すプロキシとして動作し、

ii) 前記個人識別情報のための前記保護ドメイン環境から前記コンピュータ制御サービス環境へのデータ通信を監視し、

iii) 前記個人識別情報を、当該個人識別情報を表現および保護するためのトークンデータで置換え、

iv) 前記通信ネットワークを介して前記コンピュータ制御サービス環境へ前記トークンデータを送信する、ように構成されており、

前記方法は、さらに、

前記通信ネットワークを介して、前記コンピュータ制御サービス環境から前記保護ドメイン環境の前記遠隔コンピュータ制御システムに、実行可能なファイルとして前記データレジデンシ保護コンポーネントをダウンロードするステップと、

前記コンピュータ制御サービス環境にアクセス可能なデータレジデンシデータベースにおける前記データレジデンシ保護コンポーネントに対応するレコードを格納するステップとを備え、前記レコードは前記制限を識別し、

第2の構成オプションを含む第2のユーザインターフェイスコマンドをその後に受信したことに応答して、前記データレジデンシ保護コンポーネントの制限を無効にする第2のデータレジデンシ保護コンポーネントを生成することを避けるために、前記構成モジュールを用いて、前記データレジデンシデータベースのレコードを参照するステップを含む、方法。

【請求項2】

前記データレジデンシ保護コンポーネントは、前記遠隔コンピュータ制御システムによって前記保護ドメイン環境内で実行されると、前記遠隔コンピュータ制御システムに、

前記コンピュータ制御サービス環境から前記保護ドメイン環境へのデータ通信において、前記個人識別情報を表現するトークンデータを監視させ、

前記トークンデータを、前記保護ドメイン環境内で前記個人識別情報に置換えさせる、ように構成されている、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記コンピュータ制御サービス環境のサービスアプリケーション構成の変更に応答して、前記コンピュータ制御サービス環境の前記構成モジュールを用いて、前記コンピュータ制御サービス環境内の前記データレジデンシ保護コンポーネントを更新するステップと、

前記通信ネットワークを介して、更新された前記データレジデンシ保護コンポーネントを前記保護ドメイン環境にダウンロードするステップとをさらに含む、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

前記データレジデンシ保護コンポーネントはJava実行可能コンポーネントを含む、請求項1～3のいずれかに記載の方法。

【請求項5】

前記データレジデンシ保護コンポーネントは、ウェブベースプロトコルによって動作するように構成されている、請求項1～4のいずれかに記載の方法。

【請求項6】

前記データレジデンシ保護コンポーネントは、メール転送プロトコルによって動作するように構成されている、請求項1～4のいずれかに記載の方法。

【請求項7】

前記データレジデンシ保護コンポーネントは、ファイル転送プロトコルによって動作するように構成されている、請求項1～4のいずれかに記載の方法。

【請求項8】

前記データレジデンシ保護コンポーネントは、前記保護ドメイン環境にダウンロードされたときに、前記保護ドメイン環境内の前記遠隔コンピュータ制御システム上に自動でインストールされるように構成されている、請求項1～4のいずれかに記載の方法。

【請求項9】

請求項1～8のいずれかに記載の方法をコンピュータに実行させる、プログラム。

【請求項10】

請求項9に記載のプログラムを格納したメモリと、

前記プログラムを実行するプロセッサとを備える、システム。